

1. 首相府

社会保障の確保、企業生産支援のための緊急措置、財政・金融刺激策に関する指示 11/CT-TTg 号を公布。

2. 国家銀行

ベトナム国家銀行は新型コロナウイルス（COVID-19）の影響が及ぶ企業の支援のため、商業銀行各行に対し、融資審査所要期間の短縮や融資先によるローン返済期間の変更・金利の減額や免除、企業活動維持等に関する通達 01 号を発出。

借り手となる企業のローン返済期間の変更の条件は、2020 年 1 月 23 日から首相が新型コロナウイルスの終息を公表した後 3 ヶ月までとなる。元本返済義務・借り手の活動から発生した元本残高並びに金利などが対象である。

その他、新型コロナウイルスにより、売上・収入が急減し、期日どおりに負債や利子を支払うことができない企業もローン返済期間の変更ができる。企業が受けた影響レベルの基準確定は、信用機関によって規定される。

現在まで、多くの商業銀行が、新型コロナウイルスの影響を受けた借り手に対し、優遇信用パッケージ及び金利の減少を提供してきた。これらの商業銀行には、BIDV, Agribank, Vietcombank, VPBank, Kienlongbank, VietinBank, MBBank, TPBank, ABBank などが含まれる。

3. 財務省

財務省は、新型コロナウイルスの防止のため、輸入免税の対象となる商品のリストに関する 155/QĐ-BTC 号（2020 年 2 月 7 日付決定）を発出した。

税務総局は、新型コロナウイルスの影響のため、納税の延長と延滞料の免除に関する公文書 897 / TCT-QLN を公布した。

4. 労働省

コロナウイルスの影響を受けた企業に対して、遺族年金、退職年金の社会保険料納付の停止を発表。

3月17日、ベトナム社会保険庁は、首相指示 11/CT-TTg 号の実施のため、コロナウイルスの影響を受ける企業に対して、遺族年金、退職年金の社会保険料納付の停止に関する公文書 860/BHXXH-BT 号を発出した。

ベトナム社会保険庁長官は、地方社会保険事務所が、各地方労働局・各省の人民委員会と協力し、レストラン・ホテル・サービス業等のコロナウイルスの影響を特に受ける企業をレビューし、指導を行うよう指示した。対象となる企業は、営業停止となる前までに社会保険に加入している従業員総数 50%以上が一時休業となる企業、あるいは企業総資産価値の 50%以上を毀損した企業が対象。

同時に、労働省のズン大臣は、新型コロナウイルスの影響により、労働者の社会保険金・退職金の支払いのため、借り入れを行う企業の金利の 100%を国家予算で免除すると提案した。

失業保険については、2020年2月から12月末まで、企業や従業員の 100%が失業保険支払いを一時停止している。停止期間後に企業と従業員は、延滞金利を免除され、停止期間相当の保健料を支払う必要がある。